第十六条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　文部科学大臣は、教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

第十六条の三第四項中「別表第一備考第五号イ」を「別表第一備考第一号の二及び第五号イ」に改める。

附則第五項の表備考第一号中「第十八項」を「第十七項」に改める。

附則第九項の表備考第一号中「別表第一備考第一号」の下に「及び第一号の二」を、「別表第三備考第六号」の下に「及び第十一号」を加える。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とする。

附則第十四項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則中第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とする。

附則第十七項中「における教科」及び「教授又は実習を担任する」を削り、「主幹教諭」の下に「（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）」を加え、同項を附則第十六項とする。

附則第十八項中「附則第十八項の表」を「附則第十七項の表」に改め、同項の表備考第一号中「別表第一備考第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、「及び別表第三備考第六号」を「並びに別表第三備考第六号及び第十一号」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十九項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第二十項を附則第十九項とする。

別表第一中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目												
六	三五	三四												
六	三五	一〇												
四	二七													
八	四一	三四												
八	四一	一〇												
四	三一	二												
二〇	三一	三二												
二〇	三一	八												
一〇	二一	四												
二〇	二三	四〇												
二〇	二三	一六												

を

教科及び教職に関する科目														
七五														
五一														
三一														
八三														
五九														
三七														
八三														
五九														
三五														
八三														
五九														

に改め、同表備考第一号の次に次の一号を加える。

一の二　文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

別表第一備考第五号ロ中「ものに」の下に「文部科学省令で定めるところにより」を、「教科」の下に「及び教職」を加え、同表備考第六号中「教職に関する科目」を「教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）」に改め、同表備考第七号及び第八号中「各単位数をそれぞれ」を「単位数を」に改め、同表備考第九号を削る。

別表第二中

大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数	
養護に関する科目	教職に関する科目
	養護又は教職に関する科目

を

大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数														
八〇														
五六														
一二														
二二														
四二														

に改め、

二八	二一	三一												
二八	二一	七												
四	八													
一二	一〇													
二四	一四	四												

を

大学において修得することを必要とする最低単位数														
栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目												

を

大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数														

に改める。

同表備考第二号中「養護又は教職に関する科目の」及び「当該科目の」を削り、同表備考第四号中「各単位数をそれぞれ」を「単位数を」に改める。

別表第二の二中

四	一八	二四												
四	一八													
二	一二													

を

四六														
二二														
一四														

に改める。